

各申請・届出に当たっては、下記にご注意ください

<窓口での本人確認について>

押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。）の施行（令和3年1月1日）による押印廃止に伴い、申請・届出（以下「申請等」）のために窓口にお越しの際は、下記により持参者の本人確認をしますので、本人確認書類等を必ず持参いただきますようお願いします。

本人確認書類は、申請等の時点で有効なものをご提示ください。

郵送による申請等については管轄の土木事務所に取扱いを確認の上（建設業・契約管理課への申請等は郵送不可）、到着日時点で有効な本人確認書類の写しを同封してください。※マイナンバーカードの写しを同封される場合は必ず表面のみとしてください。

【注意】

本人確認ができない場合は申請等の受付ができません。

また、持参者のうち⑥に該当する方は、窓口での申請・届出書類の補正はできません。

⑥の方が持参された申請・届出書類に不備があった場合は、補正内容を書面でお渡ししますので、申請・届出者（以下「申請者等」）が補正し、再度提出してください。

持参者	本人確認書類※1(原本提示)	委任状(押印不要・添付)
① 申請者等(法人の代表者)	○	-
② 申請者等(個人事業主)	○	-
③ ②の家族	○※2	-
④ 申請者等の従業員(法人の代表者以外の役員を含む)	○※2	-
⑤ 行政書士	○※3	○
⑥ 上記以外の方	○	-

※1運転免許証やマイナンバーカード(提示は表面のみ)、健康保険証、社員証など

※2本人確認書類で申請者等との関係性が確認できない場合、⑥の方と同様の対応となります

※3行政書士の場合は「行政書士証票」、行政書士の補助者の場合は「行政書士補助者証」

<各申請書等への押印の廃止について>

改正省令の施行により押印が廃止となった様式は下記のとおりです（行政書士が作成した書類は従来どおり行政書士の職印の押印が必要です）。

※奈良県以外に提出する様式は掲載していません。

建設業許可

様式番号	様式名	根拠法令等	
様式第一号	建設業許可申請書	建設業法施行規則(以下「省令」)第2条	
様式第六号	誓約書	省令第2条、第13条の2、第13条の3	
様式第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	省令第3条	
別紙	常勤役員等の略歴書		
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		
別紙一	常勤役員等の略歴書		
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		
様式第七号の三	健康保険等の加入状況	省令第3条、第7条の2	
様式第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	省令第3条	
様式第九号	実務経験証明書	省令第13条	
様式第十号	指導監督的実務経験証明書		
様式第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	省令第4条	
様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		
様式第二十二号の二	変更届出書	省令第8条、第9条	
様式第二十二号の三	届出書	省令第10条の2	
様式第二十二号の四	廃業届	省令第10条の3	
様式第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	省令第13条の2	
様式第二十二号の六	誓約書		
様式第二十二号の七	合併認可申請書		
様式第二十二号の八	分割認可申請書		
様式第二十二号の九	届出書		
様式第二十二号の十	相続認可申請書		
様式第二十二号の十一	誓約書		
様式第二十二号の十二	届出書		
別紙8(決算報告用)	変更届出書		建設業許可事務ガイドライン

経営規模等評価審査

様式番号	様式名	根拠法令等
様式第二十五号の十四	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書	省令第19条の7、第20条、第21条の2
—	技術職員勤務実態証明書	経営規模等評価審査申請の手引き(奈良県知事許可業者用)

解体工事業登録

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく登録)

様式番号	様式名	根拠法令等
様式第1号	解体工事業登録申請書	解体工事業に係る登録等に関する省令(以下「解体省令」)第3条
様式第2号	誓約書	解体省令第4条
様式第3号	業務経験証明書	
様式第4号	登録申請者の調書	
様式第6号	解体工事業登録事項変更届出書	解体省令第6条

浄化槽、特例浄化槽工事業登録

様式番号	様式名	根拠法令等
様式第1号	浄化槽工事業登録申請書	浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(以下「浄化槽省令」)第2条
様式第2号	誓約書	浄化槽省令第3条
様式第3号	工事業登録申請者の調書	
様式第4号	浄化槽設備士の調書	
様式第7号	浄化槽工事業登録事項変更届出書	浄化槽省令第8条
様式第11号	特例浄化槽工事業者届出書	浄化槽省令第11条
様式第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	浄化槽省令第12条